２０１８年７月１３日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第51号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



平成30年第1回臨時会(5月16日)と第2回定例会(6月7日～21日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

【第1回臨時会】

〇選挙（4件）
・議長（秋山幸男議員）副議長（石田陽一議員）：投票
・小山広域保健衛生組合議員（高橋芳市・松本賢一・岡本鉄男の3議員）
・石橋地区消防組合議員（高山和典・貝木幸雄・大島昌弘・秋山幸男・石田陽一の5議員）
（以上2件 指名推薦）

〇選任（5件）
・3常任委員会委員　・議会運営委員会委員
・議会だより編集委員会委員

〇同意
・議会選出監査委員（小谷野晴夫議員）

〇承認(3件)
・専決処分事件（市税条例・都市計画税条例・国保税条例の一部改正）

【第2回定例会】

〇選挙
・選挙管理委員会委員（金田幸子・園部孝一・蓬田 優・園部立也の4氏）、補充員（大木 徳・永吉政美・菅沼みや子・川俣由一の4氏）：いずれも指名推選

〇報告（6件）
・専決処分事件（損害賠償）　・継続費繰越計算書等

〇H30年度一般会計補正予算

〇条例改正(3件)
・市税条例　・都市計画税条例　・国保税条例

〇工事請負契約の締結
・南河内中学校大規模改修(建築) 工事（Ⅱ期）

〇陳情
・東海第二原発の稼動延長を認めない意見書の提出を求める陳情 ⟹ 不採択　（採択4：不採択12、欠席1）

■一般質問：7議員が質しました。

この度の市議選投票結果は、常日頃の議員活動を評価･支持して頂いたものと大変嬉しく、感謝！です。

心新たに活動して参ります。どうぞよろしくお願い致します。　目指すは民主的な市民自治の社会です！

今任期から会派制が導入されました。

定数18人の議会で本当に必要なのか、今ひとつ釈然としないところもありますが、考え方の近い4人で「**下野市民派クラブ**」を結成しました。基本方針は「**環境･平和･人権･民主主義、そして市民の声を大切に活動する**」です。考えが一致できるところは協調し、異なる場合も認め合う、緩やかな会派です。政策提言ができるよう研鑽に努めます。市民の皆様と共に学ぶ機会もつくれたらいいなと思っています。下記のように今回の議会報告＆意見交換会は、会派として懇談をメインに開催致します。

今定例会で議会活性化特別委員会が設置されました。議会改革は常に取り組むべきことと思います。具体的な調査項目は今後テーマを出し合い絞り込むことになります。

下野市民派クラブ

市民派カフェ‥議会報告＆懇談会

7月29日(日)14:00～16:00
グリーンタウン･ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 会議室

議会報告：中村節子・高橋芳市・磯辺香代・村尾光子

どなたでもお気軽にお出かけください。
皆様のご意見をお伺いします！

■議会人事　　議長に秋山幸男議員
副議長に石田陽一議員

	選出規定	
議長･副議長	選挙	議場にて暫時休憩中に各 1 名が所信表明､再会後投票
常任委員会委員	議長指名	予め全議員が所属希望委員会を提出､会派代表者会議で調整し本会議で指名
議会運営委員会委員	議長指名	各会派から 1 名､各常任委員会から 1 名ずつ選出､本会議で指名
議会だより編集委員会委員	議長指名	各常任委員会から 2 名ずつ選出､本会議で指名
一部事務組合議員	選挙	会派代表者会議で調整､本会議で指名推選
議会選出監査委員	市長提案選任同意	会派代表者会議で調整､市長に推薦

選挙：投票による方法と指名推選(全員一致)による方法がある。

今任期から会派制を導入した。規程により会派は2名以上で認められ、代表者会議には3名以上の会派の代表者が出席できる。

正副議長が選出される前に、事務局長により会派代表者打合会が招集された。常任委員会委員の配属の調整かと思ったが、2会派代表者らが既にすべての人事について作成した案が示された。協議･調整とは名ばかりで、『了承』を求められたに過ぎない。会派メンバーに図り、一部異議を申し立てたが認められなかった。交渉不成立！

しばしば、会派制は議員の資質向上と政策提案のためと言われるが、結局はこれまで水面下で為されてきた多数派による役職配分を表に出すだけでは？と感じた。

まだ始まったばかり、これからが実質的な活動になる。私は委員会活動に重きを置きたいが、会派内で話し合いながら可能な限り調査･研究にも取り組んでいきたい。

《届出会派》　　○印：代表者　　(敬称略)

会派名	人数	構成員
下野市民派クラブ	4	中村節子･高橋芳市･磯辺香代 ○村尾光子
一心会	6	○岡本鉄男･秋山幸男･小谷野晴夫 高山和典･坂村哲也･伊藤陽一
清明会	7	○松本賢一･石田陽一･大島昌弘 奥田 勉･相澤康男･貝木幸男 石川信夫

(無会派：五戸豊弘)

■税条例改正､主な改正点　(臨時会･第 2 回定例会)

《市税条例改正》

①個人市民税

○市民税の非課税(枠拡大)

･市民税を課税しない者：障がい者､未成年者､寡婦又は寡夫に対する合計所得金額 125 万円以下 ⟹ 135 万円以下

･均等割額の所得上限

28 万円×人数 ⟹ 28 万円×人数＋ 10 万円

(人数:同一生計配偶者及び扶養家族の数＋ 1)

･所得割額の所得上限

35 万円×人数⇒ 35 万円×人数＋ 10 万円

○所得控除の見直し

･合計所得金額 2500 万円超:基礎控除(43 万円)適用なし

②固定資産税

･固定資産税の課税負担調整率を H32 年度まで延長。

･地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)の特例項目に生産性向上特･措法の先端設備等に係る特例措置を追加

③たばこ税

○加熱式たばこの課税方式の見直し

･｢重量｣と｢価格｣を紙巻きたばこに換算する(新課税方式)に。

･ H30 年 10 月 1 日から 5 年間で段階的に新課税方式に移行

○たばこ税の税率引上げ

･ H30 年 10 が 1 日から 3 年間で段階的に税額を 3 円／本引き上げる。(国･地方分 1.5 円ずつ)

《都市計画税条例》

○負担調整率を延長(固定資産税同様)

○都市再生特別措置法に規定される立地誘導促進施設の用に供する土地について､課税標準を最初の 3 年間はその価格の 2/3 の額とする。(H32 年 3 月 31 日まで)

《国民健康保険税条例》

○軽減措置の見直し

低所得者世帯の負担軽減のため､均等割額と平等割額に係る軽減判定所得の被保険者数に乗ずる金額を増額

軽減区	軽減判定所得(改正前)	改正後
7 割軽減	前年の世帯所得額≦ 33 万円	改正なし
5 割軽減	前年の世帯所得額≦ 33 万円＋ **27 万円** ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)	27.5 万円
2 割軽減	前年の世帯所得額≦ 33 万円＋ **49 万円** ×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)	50万円

(33 万円は基礎控除額)

● 5 割､2 割軽減対象見込みは 2200 世帯(200 世帯増)
(H29 年 12 月現在の推計)
軽減額　約 7,560 万円(780 万円増)

●軽減措置を受けるためには所得申告が必要。

H29 年 12 月末時点で 108 世帯が未申告。5 月､11 月に所得未申告通知を出したが申告はなかった。

○ H30 年 3 月の国保税改正により均等割額･平等割額が改定されたことにより､軽減対象となる場合の減額される額について条文を整理

■南河内中学校大規模改修(建築)工事(Ⅱ期)
工事請負契約を締結

契約方法	事後審査型条件付き一般競争入札
契約金額	1 億 5201 万円(うち消費税額 1126 万円)
契約相手方	株式会社　前原土建(下野市)

昇降口より西側の改修。校長室･職員室のレイアウトも変更し､義務教育学校開校時には普通教室として利用可能にする。
夏休み期間に内部改修

■一般会計補正予算

1億9940万4千円を減額、予算額256億6059万4千円に

H30年度予算に計上していた南河内中学校大規模改修費は、H29年度国の補正予算配分を受け、H29年度に前倒しして計上された(3月補正予算)。予算書上重複する分を減額した。

【その他の事業費】

○交通指導員配置事業　30万7千円

新規任命者2名の制服一式

○元気な森づくり推進事業費　9万6千円

県の2期事業として、これまでの整備部分への管理費(5万円／ha、最長5年間)も対象となり、事業実施の児山城址を守り隊55千円、自然に親しむ会(地蔵山)41千円を補助。全額県費

○南河内地区学校給食検討事業　18万8千円

南河内中給食室が老朽化しているが今回の改修には含んでいない。義務教育学校開校(H34年4月)に向けて、南河内地区学校給食のあり方を検討する。主に委員12人の報償費。

○義務教育学校整備事業　5,521万5千円

低学年用校舎新築のため、敷地を西側に拡張する。
建物等物件調査、開発許可・基本設計・実施設計委託費
2カ年継続事業(総事業費1億2130万8千円)

○子ども読書活動推進計画策定委員会　4万円

■陳情「東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」は特別委員会を設置して審査

賛成少数で不採択　(採択すべき4:不採択12、欠席1)

議会運営委員会では総務常任委員会に付託する予定だったが、総務常任委員会委員長からの「重要なテーマなので、議会全体で審査して欲しい」という申し入れにより、特別委員会設置となった。陳情者の趣旨説明、議員の希望により再稼働申請している日本原子力発電株式会社(日本原電)からも説明を聴いた。

【採択とすべき主な意見】

・核燃料サイクルが確立していない中での再稼働は無理がある。
・廃炉か再稼働かの選択は、企業の財政的理由が大きいのではないか。
・40年経過した原発から廃炉にして速やかに再生可能エネルギーに転換すべき。
・事故が発生した場合、本市の農業への直接的影響が大きい。

【不採択とすべき主な意見】

・現時点では原子力発電に変わる代替エネルギーが無い。
・原子力発電は安定供給性、効率性が良く、運転コストが安く価格変動が少ない。
・温室効果ガスを排出しない。安全性確保を前提として、長期的エネルギー需要に安定的に寄与する重要なベースロード電源だ。

陳情者は1人、原電側は4人で説明した。何か不公平感を拭えなかった。

原電は「原子力発電を生業としている。再生可能エネルギーへの転換研究はしていない」「安全対策に要する費用(約1800億円)には東京電力、東北電力からの資金提供を受ける」等と話した。

東海第二原発は古いタイプの沸騰水型軽水炉(BWR)で福島第一原発と同じく、この型では39年経過と最も古い。東京電力は同じ型の福島第二原発4基(30～36年)の廃炉方針を発表した。変更許可済みの柏崎刈羽原発は改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)とタイプが異なり、しかも20年、21年と若い。「立地条件によって事情は異なる」と原電は言うが、古い炉の新規制基準に適合させ維持管理していくには多額の費用がかかり、消費者の電気料金に跳ね返るであろうことは容易に推測できる。

根底には国のエネルギー基本計画がある。原子力発電をベ-スロード電源と位置付けている限り、原子力発電は継続されるだろう。しかし、他の主要電力会社では再生可能エネルギーへの転換も模索し始めている。そんな中、日本原電は原子力発電しか考えていない。

万が一、事故が起これば下野市には福島第一以上の被害が及ぶに違いない。使用済み核燃料の処理方策も確立されていない。福島第一事故はまだ収束どころか、放射能をまき散らしている。企業論理を最優先にしている国策を転換させなければ、と強く思う。

エネルギー基本計画では原発をベースロード電源と位置付けることには変更なかった。(閣議決定) 何と国民心情から乖離した政策だこと！！

― 朝日新聞7月6日報道から、要約抜粋 ―

原電は現在保有する原発4基のうち2基は廃炉作業中、敦賀原発2号基は原子炉建屋直下に活断層の存在が指摘され、稼働していない。発電ゼロなのに、売電契約を結ぶ大手電力会社から基本料金として年約1千億円の収入を得ているが、東海第二が廃炉となれば、経営破綻が現実味を帯びる。安全対策工事費は自力で調達できないため、資金提供する株主であり電気を買う東電は、供給を受ける電気が「安い」ことを支援の条件に挙げている。だが、テロ対策施設建設費(数百億円)や地元自治体からの追加の安全対策を求められた場合、工期が長引けばさらに費用が嵩むなど、費用は一段と上昇する。つくり電気が割高で、経済合理性に見合わない可能性もある。

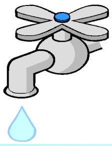
原子力安全委員会は7月4日、安全対策の基本方針が新規制基準を満たすと認めた。審査書案が決定するのは意見募集(30日間)後。原電はその後さらに11月27日の期限までに工事計画と20年運転延長の2つの認可を得なければならない。再稼働には茨城県、地元6市町の同意も必要。

《下野市水道施設整備基本計画(H30年3月策定)から》

●配水場施設の稼働率：60％稼働が適正

配水場名	配水能力(m³/日)	1日最大配水量(m³/日)	稼働率(%)	
南河内第1配水場	8,640	5,997	69.4	高い
南河内第2配水場	3,121	527	16.9	低い
石橋第1配水場	9,919	5,409	54.5	適正
石橋第2配水場	2,148	1,366	63.6	適正
国分寺第1配水場	14,255	6,254	43.9	低い
国分寺第2配水場	2,151	407	18.9	低い
計	40,234	19,960	49.6	低い

➡ 水需要に応じた事業効率化を図る。南河内第2配水場の給水区域拡大、国分寺第2配水場は廃止し国分寺第1から給水等。

村尾光子の 一般質問



県南広域的水道整備事業計画への対応策を問う

栃木県は水道水源に地下水 100 ％を利用している栃木市・下野市・壬生町に対して、当面は 35 ％、将来的には 60 ％を表流水に転換させる計画を進めている。県南広域的水道整備事業として思川から取水し浄水して各市町に送水するもの。多くの市民がこれに異論を唱えて要望書を提出した。どう対応するのか。

関心を寄せている方々が多いと思うので、詳細を記載する。

(1) 本年3月12日、「地下水100％の市道水の維持を求める要望書」が8, 369筆の署名を添えて下野市長に提出された。うち、下野市民の署名数は7, 313筆で人口の12％以上に相当する。しかも、署名活動は市内の限定された地域で行われたとのこと、市内全域で展開されたら更に多くの署名が集まったと思われる。要望書署名数は大変重い。市長はどう受け止め、どう応えるのか。

【広瀬市長】 要望書は「栃木市・下野市・壬生町の水道水は地下水のみを水源としており、安全でおいしくて安い水道水が安定的に供給されている。県が水道水に表流水を導入しなければならないとしている理由はいずれも的外れであるため、地下水 100 ％の水道水を維持するよう、県南広域的水道整備事業に参加しないでもらいたい」という趣旨で、署名者は南河内地区 65 ％、石橋地区 6 ％、国分寺地区 29 ％であった。

水道事業管理者としての思いは、要望書にある「本市のおいしく安く安全な水道水を市民が今後とも持続的に利用できる」思いと同じだ。だからこそ、県の基本方針である、県南地域において将来にわたり安全な水道水の安定供給確保のため、地下水に全面依存する現状から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保する、との危機管理の考え方に賛同し、県南広域的水道整備事業に参加している。

《栃木県南地域における水道水源の確保に関する検討報告書（H25年3月）で示された現状》

1　2 市 1 町は全量地下水に依存しており、代替水源としての表流水を有していない。
2　県南地域は地盤沈下や地下水汚染が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。
3　異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。
4　水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立って事前対策を講じておく必要がある。

水道料金を含めた事業費負担についても、県南広域的水道整備協議会での調整の中でなされるため、将来の下野市の水道水源について最良の選択となるよう協議し検討を行っていく。

多くの方からいただいた署名については真摯に受け止め、今後示される広域的水道整備の具体的な施設整備に係る情報等をもとに慎重な検討を重ね、市議会や市民の皆様に情報等を提供し、ご意見をいただく。

(2) 思川開発及び県南広域的水道整備計画について、市は昨年度の市長タウントークで説明し、市広報本年2月号に「思川開発事業と下野市の関わり」と題した記事を掲載したことには評価をしている。が、その後に展開された署名活動では、働きかけを受けて初めてこの事業計画を知った方が大変多かったと聞いた。また、知ってはいるが納得できないとして多くの市民が署名したと言える。署名数からは多くの市民に情報が共有され納得が得られているとは言いがたい。

この件に関して自治基本条例でいう「市民との協働」をどう進めるのか。

【広瀬市長】 タウントークでの意見交換では様々なご意見をいただいたが、参加者の方々からは一定のご理解をいただいたと思う。

今後とも自治基本条例の基本原則である「市民、議会及び市は、互いに市政に関する情報を共有する」に基づき、広域的水道整備に向けての検討を踏まえ、適宜、市議会への説明や報告を行う。

市民の皆様には、ライフラインである本市水道事業の危機管理の考え方等をご理解頂けるよう、広報しもつけはじめ様々な広報媒体によりお知らせし、タウントークでも報告する。

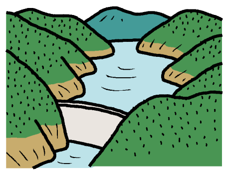
(再質問) 渇水時には地下水より河川水の方が早くなくなり、取水制限されるのは河川水である。汚染が広がるのは表流水が早く、むしろ表流水を入れることでリスクを背負うことになる。

地盤沈下は20年来沈静化しており、そもそも地下水取水量に占める水道用地下水の割合は少なく、大部分は農業用水である。

署名した方々へはこれまでとは別な合理的な説明をしないと納得は得られない。どう説明するのか。

【広瀬市長】 1 箇所の水源に対するリスク意識、危機管理意識が非常に強い。2 箇所あれば、どちらかで対応できる。

河川水の方が汚染されやすいという話もあるが、一概には言えない。空気中からの汚染は表流水の方が大きいが、通常そのようなリスクは少ない。取水場所も上流域である。一元的ではなく多元的に取り入れリスク分散させながら、水をうまくつくり上げていくことが水道事業で一番必要だと思う。



本市の水道用井戸でも亜硝酸隊室素は、警戒まではいかなくても出ている。濃度の多い少ないをうまく組み合わせながら、安全な水として回せるようにしている。これと同じ考えから、表流水も取り入れたいと考えている。

水道水源井戸は市内に33本ある。田川・鬼怒川流域の南河内地区と、姿川・思川流域の石橋・国分寺地区ではおそらく水系が異なるだろう。一つの井戸がだめになっても、市内のどこかに代替井戸が掘れるはずだ。
また、本年3月に策定された水道施設整備基本計画では、配水場の給水区域見直しと国分寺第一・石橋第一・南河内第一の配水場をつなぐ計画が示されたので、相互にカバーできる態勢がとれる。地下水の豊富な地域なので、自治体としてこの特長を最大限に活用すべきと思う。

(3) 栃木県による「水道施設広域化調査検討業務委託報告書」(H30年3月、取水施設から浄水施設までの工事費のみ) によると、H24年度業務委託報告書より事業費が高額になっている。また、下野市水道施設整備基本計画 (H30年3月策定) では、水道施設老朽化対策としての施設更新には、今後20年間で90億6488万円、年平均約4億6千万円の事業費が必要と試算している。
財政縮小時代であり、公共施設の老朽化対策に加えてリスク分散の名目だけで広域的水道整備事業に参加することは、財政上大きな負担となり、市民の水道料金負担増も免れない。現状を維持することがベストではないか。

【広瀬市長】 今後、(県において)2 市 1 町への送水施設や維持管理の費用について積算されるので、より正確に比較できる。
市水道施設整備基本計画は、現在の水道事業サービスを後世に引き継ぐために、県南広域的水道整備事業とは切り離し、今後取り組むべき事業内容をまとめたものである。この計画に計上された年間 4 億 6 千万円の事業費は、近年の建設改良費とほぼ同規模であり、今後とも十分実施可能と考えている。
今年度策定する水道事業経営戦略において、経営健全化や財政計画などを取りまとめる。
県南広域的水道整備事業への参加は、下野市という単独の市域を越え、県南地域という広域での水道水源の現状や危機管理の考え方を踏まえ、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するためである。地下水涵養については、市域を越えた広域的な取り組みにより初めて効果が出る。
県南地域として水道水の状況を捉え、地盤沈下や水質汚染など水を取り巻く環境等については、近隣市町と共に協力していく姿勢が重要だ。想定外も想定し、安全で安定した水道水の供給を将来にわたり持続的に保障するという水道管理者の責務を果たすため、多様な水源の確保が肝要と考える。

(再質問) これまでに、水道水源のほとんどを川から取水している小山市、野木町から、下野市はぜひ広域的水道整備計画に加入して欲しい、との働きかけを受けたことがあるのか。

【広瀬市長】 働きかけ等はないが、入っている前提条件の中で、ともに動いているという認識のもと、共同で様々な意見交換をしていると考えていると思う。

(再質問) 下流自治体や県におもねるのは止めてよい。
南摩ダム建設は着手されているが、県南広域的水道整備事業はこれから建設する。地下水でやりきれている2市1町へ浄水を供給、つまり売るということだ。県も市町も費用がかかる。
広域的水道整備事業は実施しなくてよい。むしろこれに誘われることは自治体として迷惑である、との強い姿勢を持たないと、ずるずると引きずり込まれる。市民の理解が得られていない状態はますます拡大する。二元の水道水源をもつというのは説得力が無い。

【広瀬市長】 説得力の有無より、危険性を想定しなければならないのが我々の立場である。絶対に地下水は間違いないとは言えない。亜硝酸態窒素が検出されている井戸は多くある。リスク分散をしておかなければいけない。それが将来の安全安心につながっていく。市が直轄で行っているのは水道なので、全幅の信頼のもとに我々は自信を持ってやっていかねばならない。

時間切れで中途半端に終わってしまった。
市長は県南広域的水道整備事業に参加する前提で答弁していた。「署名は真摯に受け止め」とは言っていたが陳情趣旨の「県南広域的水道整備事業には参加しないで」については、何ら検討した様子もない。ライフラインに係る決定なのに、市民は発言権がないのか？
「ご意見をいただきたい」とは何を聴くつもりなのか？
7, 313人の市民は既に「水道用水源に表流水はいらない」と言っているのに。
リスク分散とは聞こえが良いが、県が示している理由は『的外れ』なのだ。科学的、合理的理由を示さなければ人々の理解は得られない。

かつて、市の水道水を原料としている「うしとらブルワリー」(ビール醸造所) で聴いた。「市の水道水は水質が安定しているので、ビール醸造には使いやすい。表流水では季節によっても微量成分含有量が異なり調整が難しい。水道水源に表流水が入るなら、独自の井戸を掘るか、撤退かな」。



しもつけブランド品のかんぴょうがんもどきを製造している豆腐屋さんも水質を大事にしている。
報告No43 (H28年第2回定例会報告) で示したように、地下水の浄水は塩素消毒は1回で済むが、表流水の浄水では少なくても2回しなければならない。その分トリハロメタン (水中に有機物が含まれていると、塩素消毒により副生物として発生、代表的なものにクロロホルム) の発生率も高まる。

◆　◆　◆

水道施設老朽化対策としての施設更新への投資には理解が得られようが、要らない、と言っている県南広域的水道事業への費用負担については、水道料金としても、たとえ税で負担するとしても了解が得られるのか。

無戸籍問題、市はいかに対処しているか

無戸籍者は戸籍謄本等により身元を証明できないことから、社会生活上様々な不利益を被ることがあり、就学や種々の行政サービスを受ける上で困難な場合が多いと聞いた。

⑴ 無戸籍問題について、市はどう考え、どう対処しているのか。実態把握はどうか。
①無戸籍者への戸籍をつくる支援策はいかに行っているか。その周知策はどうか。
②宇都宮地方法務局との連携はどのようか。

【広瀬市長】 無戸籍の方はH29年6月30日現在で、全国では694人、宇都宮法務局管内では15人が報告されている。潜在的な無戸籍者は全国で1万人は存在するとも言われている。

本市ではH24年～26年の3年間で4人の該当者がいたが、その後、戸籍がつくられ解消している。

①無戸籍の市民を把握するためには、健康保険の利用や住民票等各種証明証の発行、DV相談、特定妊婦の支援、学校や民生児童委員からの情報、病院のケースワーカー等を通しての情報提供など、市の様々な業務や相談窓口で潜在的な無戸籍の方の早期発見と掘り起こしに努めることが必要だ。

無戸籍の方を発見した場合には、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を始め、行政関係部局と連携し、適切な支援につなげる必要がある。

本市では、無戸籍の方が相談すると想定される関係機関には、H28年より法務局で作成したリーフレットを配布し、早い段階で、潜在的な無戸籍の方にも適切な支援方法が周知できるようにしている。

②宇都宮地方法務局とは定期的な報告のほか、法務局栃木支局の月例会において無戸籍者解消についての事例研究を行い、また、宇都宮地方裁判所とは法務局栃木支局管内市町で構成する協議会での講義を受講するなどの連携を図っている。

本市でケースが発生した場合には宇都宮地方法務局へ連絡し、速やかに情報共有を図ることで、迅速に無戸籍を解消するための支援に努める。無戸籍の方には一人一人に寄り添った丁寧な対応を行うとともに、無戸籍であることの重大性を認識していただき、煩雑な手続き等にも支援に努める。

《戸籍制度》 人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録し公証するもの。出生の届け出により、全ての国民の戸籍があるはずだが、届け出をすることにより母子に不利益が生じるなどの理由で届け出をせず、戸籍に記載されずに生活することを余儀なくされている子どもが存在する。

《国の救済措置》

法務局民事局長通達(H19年5月)：懐胎時期に関する医師の証明書添付があれば、離婚後300日以内に出生した子でも、元夫を父としない出生届が可能

外務省事務連絡「戸籍に記載のない者からの旅券発給申請について」(H19年5月)：親子関係不存在確認等の手続きを行っている条件で、無戸籍者も旅券取得が可能

総務省通知(H20年7月、H24年7月)：親子関係不存在確認等の手続きを行っているときは、市町村長は申し出、審査を経て職権で住民票の記載ができる。

住民票がとれることにより、教育、医療、福祉等の行政サービスが受けられる。

― 市長答弁及び「無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書」(法務省民事局)から ―

⑵ 無戸籍児童・生徒の就学について、本市における就学実態、支援策とその成果を説明されたい。課題対応のための庁内連絡体制は整っているのか。
①経済的困窮世帯への就学支援策
②戸籍に記載するための支援策

【池澤教育長】 学校教育法第17条に基づき、義務教育学校に就学すべき年齢の児童・生徒の保護者には、当該児童・生徒を小・中学校の義務教育学校に就学させる義務が課せられている。また、自治体は区域内に居住している児童・生徒の学齢簿(名簿)を編製することになっているので、児童・生徒の居住実態把握に努め、把握した際には居住実態のある場所に向けて、入学期日や就学すべき学校の指定の通知を行う。

H27年3月の総務省調査結果では、全国で把握された無戸籍者の中に142名の児童・生徒の存在が確認された。文科省ではこの結果を踏まえ、「無戸籍の学齢児童生徒の就学の徹底及びきめ細やかな支援の充実について」の通知を発した。

本市では、日頃より児童・生徒へのDV被害や虐待等の対応のため、庁内関係部局や要保護児童対策地域協議会等の連絡体制により情報の共有を行っている。これらの支援や対策を図る中で、無戸籍児童・生徒の情報把握に努めている。

現在まで、本市では無戸籍児童・生徒が在籍した事実は無い。

①本市では戸籍の有無に拘わらず、経済的理由により就学困難と認められる世帯に対しては就学援助制度や児童扶養手当支給等の必要な支援策を講じている。

②無戸籍の児童・生徒の居住実態を把握した際には、住民課戸籍担当に情報を提供し、担当部局と連携して戸籍に記載するための支援を行う。また、関係機関との情報共有を図り、その保護者に対しても、直ちに丁寧な就学案内や無戸籍による未就学期間の有無等の学習上の課題を調査し、必要な支援を行う。

《無戸籍となるケース》

①民法772条(特に第2項)ケース
②虐待・ネグレクトで親が出生届未届けケース
③戸籍制度に反対ケース
④認知症等で自分が誰か分からないケース
⑤戦争・災害での消失
⑥天皇・皇族 ＝ 非戸籍

無戸籍問題は特に①と②のケースが多い

《民法》

第733条(再婚禁止期間)

1 女は、前婚の解消又は取り消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

(注) H28年6月、6か月→100日に法改正)

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　女が前婚の解消又は取消の時に懐胎していなかった場合

二　女が前婚の解消又は取消の後に出産した場合

第772条(嫡出の推定)

1 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2　婚姻成立の日から200日を経過した後、又は婚姻の解消もしくは取り消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎した者と推定する。

(注)法務省民事局長通達(H19年):「医師の証明書」添付の特例、法改正はせず)

《無戸籍者の実例》

- 実母死亡、養母に育てられているが出生届未提出
- 母が前夫からDV　●両親が出産費用払えない
- 母親がネグレクト　　他

―民法772条による無戸籍児家族の会　井戸まさえ氏講義―

《戸籍を得るためには》

市町村または法務局戸籍課に相談する。

【母の元夫を父とする戸籍の記載を求める場合】法務局

○母子関係を証する資料を提出

○関係者の聞き取り

【母の元夫を父としない戸籍の記載を求める場合】家庭裁判所

○血縁上の父に対する強制認知の裁判手続き

○元夫に対する父子関係不存在確認の裁判手続き

これらの手続きを経て出生事項記載申出書提出、届出義務者(母)への催告、戸籍の記載に至る。手続きは煩雑で費用負担を伴う場合もある。

《民事法律扶助制度》

資力の乏しい方が法的トラブルに遭った場合等に以下の援助を行うもので、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障する。

法律相談援助：弁護士等による法律相談を無料で実施

代理援助　：民事裁判等で自己の権利を実現できるよう弁護士費用等を立替え

書類作成援助：裁判所提出書類の作成にかかる弁護士費用等を立替え

―「無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書」から―

戸籍が無い人が存在することすら認識していなかった。離婚やＤＶから逃れてのケースが多いと聞くと、大いにあり得ることと頷ける。母親が無戸籍の場合はその子も無戸籍になる？

本市では庁内や他機関との連携がとれ、過去に4人の方の無戸籍が解消できたとのこと。きめ細やかな対処ができていることに安堵した。

相談窓口につながれば、先ずは住民票記載することで、ほとんどの行政サービスが受けられる。その後に戸籍を取得する。当事者には相談できることを知って欲しい。

戸籍制度は家制度の名残のようだ。夫婦別姓の韓国では2005年に戸主制度と合わせて戸籍も廃止されている。

認知症高齢者の徘徊事故対策として保険加入の支援を

⑴ 市内の認知症高齢者数及び徘徊による行方不明者数の推移はどのようか。

【広瀬市長】 市内の認知症高齢者数は、H29年3月時点で要介護認定者のうち認知症の方は1,726人、要介護認定者の69,6％であった。H30年3月時点では1,763人、70.8％と増加傾向にある。

徘徊による行方不明者数は、警察より得た捜索情報によるとH29年度に2人、H30年度になって1人で、3人の方々は無事に保護され、ご家族の元に戻っている。

市は徘徊高齢者あんしんサービスを実施している。

① GPS端末を貸与し、徘徊者の居場所を早期に発見できる位置検索システム

② ORコードを利用して身元が判明できるシールを提供する

対象者、家族、市民の皆様へ事業内容の普及を図る。

また、見守りネットワーク事業にも取り組み、現在36箇所の事業者と協定を結び、見守りを受ける側、見守る側双方とも負担のかからない方法での見守りを実施している。今後は、協定を結んだ事業者と、行方不明になった場合に捜索に協力していただく体制を検討する。

⑵ 市内には鉄道踏切がある。また、徘徊中の市外での事故遭遇も想定できる。小山市の例に倣い、徘徊中に事故を起こした場合の賠償責任保険加入を支援されたい。

【広瀬市長】 市内にはJR宇都宮線の踏切が11箇所存在する。踏切事故の他にも、重度の認知症患者が徘徊中に何らかの事故を起こし、家族が監督義務違反を理由に損害賠償請求される事案の発生も想定できる。



家族の負担軽減を図るためにも、賠償責任保険加入の支援等も含め、どのような支援ができるか、国の認知症対策の動向、他市町の状況を注視しながら検討したい。

《小山市の例》　― 2018.5.19 下野新聞から抜粋―

本年6月から、認知症高齢者が徘徊中に事故を起こした場合の賠償責任保険への加入を支援する。

保険料のうち高齢者は1,000円、市は2,000円を払う。更新時も同額を負担する。市は初年度予算に100万円を計上、500人までの活用を想定している。

市によると、市内で一時的に行方不明になったケースは17年度には少なくとも61件あった。

県警のまとめでは、認知症行方不明者は16年、154人に上り、3年連続で150人を超えた。

徘徊傾向にある認知症高齢者のご家族は心労が大きいに違いない。保険加入で万が一に備えられたら･･･。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/20 ～ 4/3　村尾議会報告 No50 編集･印刷作業

【4月】

5　市議選事前審査

8　GT 祇園 5 丁目自治会総会

9　**南河内第2中学校入学式参列**

10　**緑小入学式参列**

15 ～ 21　市議選

24　**議会だより編集委員会**・やよい会例会

28　原発要らない栃木の会総会･おしどりマコ＆ケントークライブ(宇都宮市)

29　村尾議会報告＆意見交換会

30　**「グリムの館お菓子の家」完成記念式典**

【5月】

1　**議員全員協議会**（この日から新任期））

6　ホタル公園整備(除草作業)

9　**議会運営委員会／会派代表者打合せ**

12　市川房枝記念会連続講座-綻びの見えた日本社会-「無戸籍問題とは何か」井戸まさえ氏

14　やよい会例会

16　**第1回臨時議会**

17　**石橋商工会総会**(経済建設常任委員会副委員長として)

18　市川房枝記念会政治参画フォーラム「教育は誰のものか」藤田英典氏／「自殺対策について」宮原真太郎氏(東京)

19　**国分寺B＆G海洋センターリニューアル式典**／地蔵山整備／非核平和を進める下野市の会

20　下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会

21　総務常任委員会傍聴

22　**経済建設常任委員会**

23　教育福祉常任委員会傍聴

26　**祇園小･緑小運動会参観**/市民と面談

27　美化キャンペーン(GT 祇園 5 丁目自治会)/下野つばさの会総会/下野九条の会

30　やよい会視察研修「鹿沼市の公共交通施策」(鹿沼市)

31　**議会運営委員会／議員全員協議会**／一般質問ヒアリング

【6月】

2　カウンセリング講座「人権を通して LGBT を考える」良 香織氏(宇都宮市)

4　下野市民派クラブ会議

7 ～ 21 **市議会第2回定例会**

7、8、11、12、21 日　**本会議**

11 日　**村尾一般質問**

12 日　**議会運営委員会／陳情審査特別委員会／会派代表者会議**

13 日　**経済建設常任委員会**

14 日　総務常任委員会傍聴／**経済建設常任委員会委員長報告まとめ**

15 日　教育福祉常任委員会傍聴／下野市民派クラブ会議

19 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／陳情審査特別委員会**

7　スローテンポ協会「人と人のつなぎ方」四方 哲氏

8　市民との面談

9　南河内地区更生保護女性会創立 40 周年記念の会／市川房枝記念会連続講座「安倍改憲と国民投票」渡辺治氏(東京)

10　とちぎ地域自治研究所総会･講演「TPP･FTA,自由貿易協定でどうなる日本の職と農業」小倉正行氏(宇都宮市)

16 ～ 17　小樽市(法事)

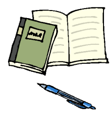
18　日立市(親族見舞い)

22　市民との面談

23　日本図書館研究会関東ブロックセミナー「公共図書館と学校図書館のこれから 図書館づくりの課題と展望」塩見 昇氏(宇都宮市)

24　下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会

30　まちづくり入門講座「災害図上訓練」



6/25　議会だより第 49 号原稿執筆

6/26 ～ 7/8　村尾市議会報告 No51 編集･印刷作業

《2018年市議選 選挙費用》

【収入】自己資金　76,756 円

　　　　寄附金　55,000 円

【支出】ポスター･はがき印刷代　327,888 円

　　　　（うちポスター公費負担 257,040 円）

　　　　食材･弁当･お茶･お茶菓子　48,670 円

　　　　看板取付材料･事務用品　5,268 円

　　　　選挙自動車燃料費　6,970 円

＊選挙運動はすべてボランティアで担って頂いた。

＊選挙管理委員会へ提出した選挙費用収支報告書には手持ちの音響設備等についても購入金額を計上したので額が異なる。

＊選挙前のリーフレットは資金管理団体が作成。

■*あれこれ*　■選挙態勢がとれるか、ひやひやの日々だった。任期満了までは通常の議員活動をきちんとやり遂げたいと思ったから。告示日前日まで議会報告書の配布に追われ、ご挨拶回りはできなかった。■心配してくださった皆さんに助けて頂いた。娘、息子の連れ合いと孫たちも片付けと掃除、ポスティングに大活躍。病み上がりの夫にも負担を掛けた。感謝に堪えない。■かつてのようにテキパキと動けない自分がもどかしく情けない。加齢とはこういうことかと思い知らされる。

■定例会冒頭の市長行政報告で、造血細胞移植後の予防接種再接種への助成制度を創設したとの報告があった。早期に対策が講じられ、感謝。助成金交付要綱はH30年3月30日告示だった。



■小樽市にあった村尾家の墓を下野市に移すことになり、このほど夫の祖父母･両親のお骨を分骨して引き取ってきた。若くして戦死した叔父の骨箱には「御霊」と書かれた紙片と写真が納められていた。写真だけお預かりした。いつまでお墓を維持できるのか、孫の代までは大丈夫かな。